

Graduate Certificate in European Union Studies 規則

2005年4月1日 制定

2009年4月1日 改正

2011年4月1日 改正

第1条（趣旨）

EU インスティテュート関西（以下、「EUIJ 関西」という。）は、大学院学生による欧州連合研究を奨励するために、「Graduate Certificate in European Union Studies」（以下、「修了証」という。）を授与する。修了証は、EUIJ 関西に参加する大学が授与する修士号とは別に、欧州連合研究につき所定の成果を上げた大学院学生に対し、EUIJ 関西が独自に授与するものである。

第2条（取得資格）

EUIJ 関西は、神戸大学、関西学院大学、大阪大学のいずれかに所属する大学院学生であって、第3条及び第4条に定める要件を充たした者に修了証を授与する。

第3条（欧州連合研究科目）

学生は、別表に定める科目のうち、(a)共通科目群から少なくとも1科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 学生は、前項に定める科目に加え、(b)経済科目群、(c)法律・政治科目群又は(d)文化・社会科目群のいずれかから、少なくとも8単位を修得しなければならない。

3 EUIJ 関西を構成する他大学が提供する欧州連合研究科目の履修（以下、「他大学提供科目」という。）は、「EU インスティテュート 関西参加大学相互間の単位認定に関する協定書」の規定に基づき、これを行う。

4 他大学提供科目の履修は、第5条に従って登録している学生でなければ、これを行うことができない。

5 学生が、所属する大学において履修登録した授業科目（欧州連合研究科目に限らない。）と開講時間が重複又は隣接する他大学提供科目を履修して単位を取得した場合、その単位は、第1項又は第2項にいう単位としては認められない。

第4条（欧州連合研究論文）

学生は、欧州連合に関する研究論文を EUIJ 関西に提出し、合格の判定を得なければならない。

2 第1項に定める研究論文の詳細については、第6条に基づき別に定める。

- 3 本条に定める研究論文の提出は、第5条に従って登録している学生でなければ、これを行うことができない。

第5条（登録）

学生は、EUIJ 関西事務局において、「Graduate Certificate in European Union Studies 課程」（以下、「本課程」という。）に登録しなければならない。

- 2 本課程に登録するためには、学生は、当該学期において、別表に定める科目のうち、少なくとも1科目に履修登録していなければならない。
- 3 修了証取得のためには、修了証取得時の学期を含め、本課程に少なくとも2学期間登録しなければならない。

第6条（雑則）

この規則に定めるものの他、この規則の実施に関し必要な事項は、EUIJ 関西ワーキンググループ・教育部会がこれを定める。

附則

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2011年4月1日から施行する。既に本課程に登録している学生にも、本規則を適用する。